第3回 下水道財政のあり方に関する研究会 説明資料

佐賀県 吉野ヶ里町

平成27年3月16日

0. 吉野ヶ里町の下水道

(1) 下水道事業の歩み

法非適用企業である。

年・月	内。
平成4年4月	農業集落排水 前川地区 供用開始
平成6年11月	農業集落排水 横田地区 供用開始
平成7年2月	農業集落排水 西部地区 供用開始
平成8年3月	農業集落排水 箱川地区 供用開始
平成11年3月	公共下水 三田川処理区 供用開始
平成21年9月	農集と公共下水道の統合事業の検討開始

(2) 業務概要①

平成25年度末

区 分	単位	公共下水道	農集排事業
行政区域内人口	人	16, 238	
処理区域内人口	人	9, 447	5, 861
水洗化率	%	86. 6	90. 4
下水道管布設延長	Km	64	52
終末処理場	箇所	1	4

☆管渠面整備については、事業計画区域660haの うち91.6%にあたる604haの整備を終えている。

(2) 業務概要②

平成25年度末

区分	単位	公共下水道	農集排事業
年間有収水量	m³	970, 955	539, 280
年間総汚泥処分量	m³	782	1, 450
処理能力	m³/日	5, 100	2, 128
職員数	人	3	
管理委託業者	人	4	7

☆公共下水道、農集排事業ともに排除方式別は、分流式を 採用してる。

(3) 経営分析

平成25年度末

項 目	単位	公共下水道	農排排事業
○普及率	%	58. 2	36. 1
○汚水処理原価	円/m³	323. 3	333. 2
(維持管理費)	//	90. 7	132. 2
(資本費)	//	309. 3	300. 1
○使用料単価	円/m³	171. 1	141. 0
参考:使用料	千円	[166, 152]	[76, 061]
○使用料回収率	%	52. 9	42. 3
(維持管理費)	//	188. 6	106. 7

特徴 ☆面整備がほぼ完了し、普及率が高い。 ☆汚水処理単価(資本費)が高い。 ☆使用料回収率(維持管理費)は、100%を上回っている。 1. 経営の健全化に向けた取組について

(1)収入面

- ◇使用料金設定の考え方
 - ①公正・妥当であること
 - ②基本的に使用料金による管理運営
 - ③資本費の一部に公費を充当する

◇使用料の変遷(一般家庭用 20m³/月(税抜・円)) 平成18年3月1日三田川町と東脊振村 1町1村合併

年・月	旧三田川町	旧東脊振村		
平成4年4月~	_	2, 800		
平成8年3月~	3, 300	2, 800		
平成18年3月1日 吉野ヶ里町となる				
平成21年4月~	3, 300	2, 900		
平成22年4月~	3, 300	3, 100		
平成23年4月~	3, 300	3, 300		

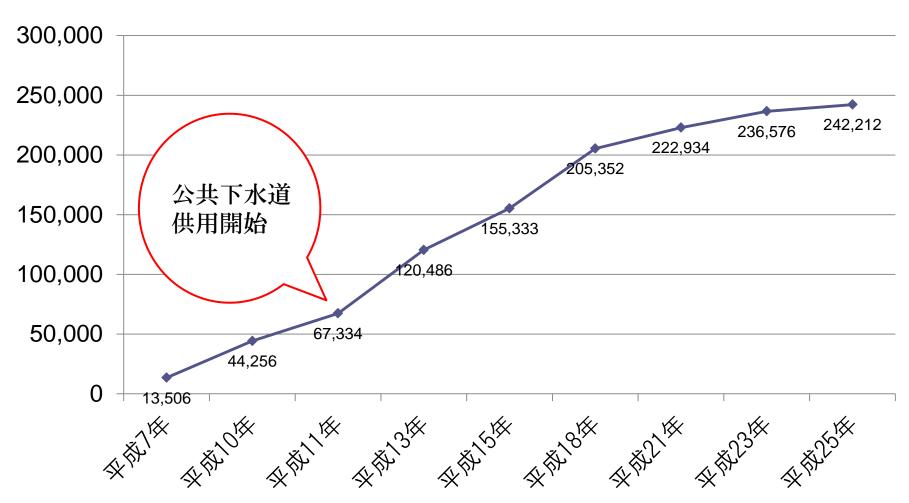
☆合併後4年間で使用料金を統一

☆公共・農集とも同じ料金体制

☆一般家庭用については、定額制を採用し、それ以外は、従量制を採用

使用料の推移

(公共+農集排 単位:千円)



収入面

【今後の課題】

⇒ 人口減による使用料の減少

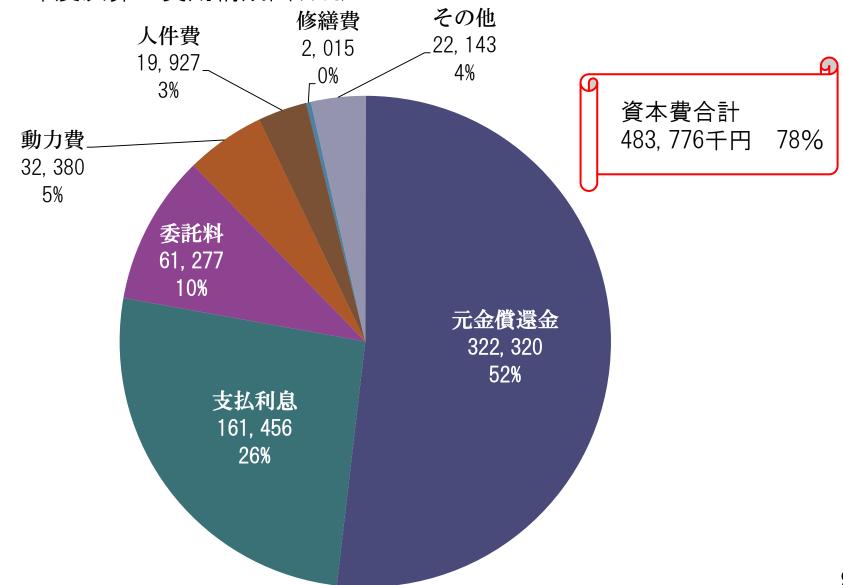
【今後の方針】

- ⇒ 未加入世帯、企業等に接続の促進を行い、収入の確保に努める
- ⇒ 使用料の強化な滞納徴収に取り組む

(2) 支出面

(公共+農集排)

平成25年度決算 費用構成図(千円)



支出削減の取組み

(支出削減の実績)

①補償金免除繰上償還

平成21年度に公営企業経営健全化計画を作成



旧資金運用部資金の補償金免除繰上償還を実施 繰上償還額 2億4千万円



利息軽減額 △7千5百万円

②使用料徵収事務委託

平成19年度より、上下水道使用料徴収の一元化を実施

※上水道については、水道企業団で運営しており、下水道使用料の徴収、 収納事務の委託契約を締結した。



年間、約6百万円の委託料が発生するが、徴収等に係る職員の削減及び高い徴収率(97.8%→99.2%)となる効果があった。

(現在の取組み)

☆下水道と農業集落排水施設とを接続(統合事業)

農集排終末処理場を停止し、公共下水道に接続する。



年間、約5千万円の管理運営費の削減が見込まれる

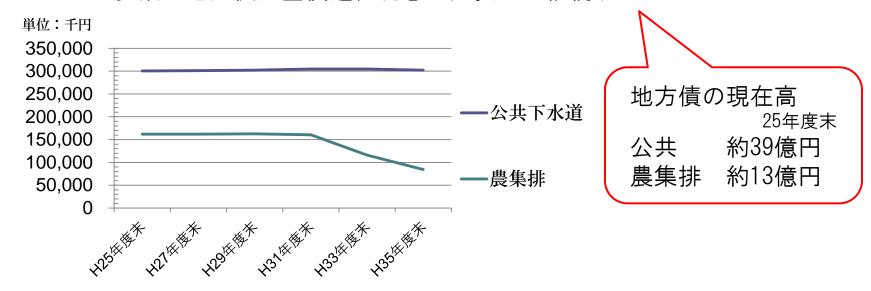
【事業概要】

3箇所の農集排処理場の処理機能を停止し、汚水を公共下水道に流し込み、3施設に係る、し尿処費、光熱水費理費、管理委託料、機器等の修繕費の削減を目指す。

支出面

【今後の課題】

- ⇒ 供用開始から15年が経過し、機器の更新時期を迎えている
- ⇒ 多額の地方債元金償還、利息の支払いが継続する



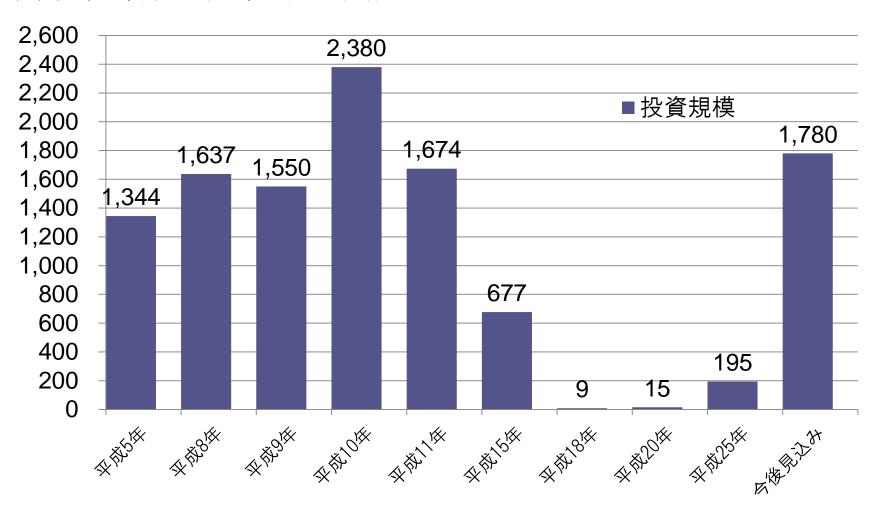
【今後の方針】

- ⇒ 統合事業による維持管理費の削減に取り組む
- ⇒ 包括的管理委託の導入検討
- ⇒ 経営状況の明確化、経営意識の向上、資産の有効 活用を目的とした、公営企業会計への移行 など

2. 建設投資について

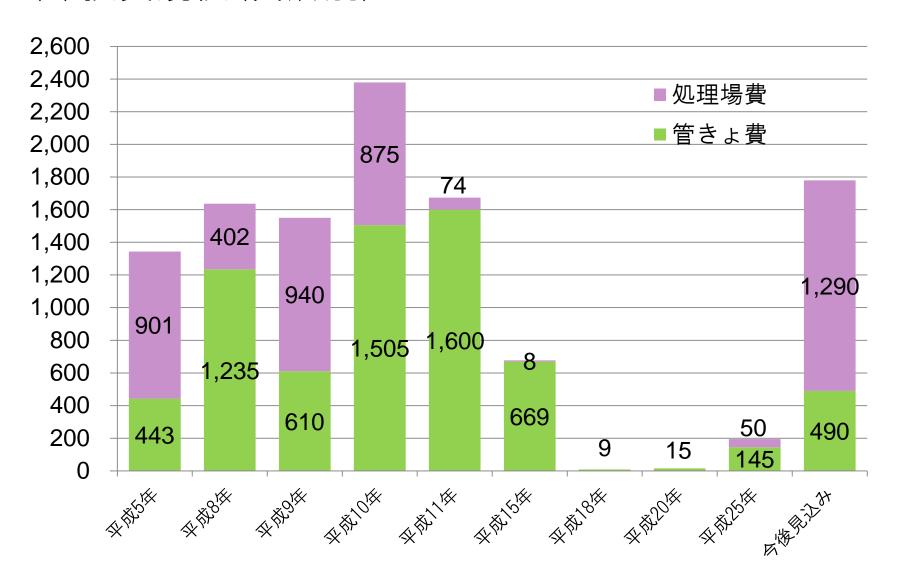
(1)投資規模(建設改良費)

単位:百万円



(2)投資規模(箇所別)

単位:百万円



(2) 今後の投資について

- ① 下水道と農業集落排水施設とを接続(統合事業)
 - ☆新設管きょ布設4,400m及び下水処理場の増設(処理能力2,500m³/日) を実施 ⇒ 平成27年度末完成を目指す!
 - ・統合事業により、農集排の汚水の受け皿となる、公共下水道浄化センターの増設工事約8億6千万円、新設の管渠布設工事約4億9千万、合計13億5千万円の投資が必要となるが、国庫補助金、合併特例債などの活用による交付税措置により、実際の一般財源は3億8千万円となる見込み。
- ② 処理場の長寿命化対策
 - ・平成28年度に長寿命化計画を作成 ⇒ 平成32年度完了予定 事業規模 4億3千万円
- ③ 統合により停止する農集排3処理施設の後利用計画
 - ・リサイクルセンター、防災備蓄庫等に利用予定
- ④ マンホールポンプの老朽化の対応

3. 一般会計繰出金について

【 資本費の分類方法 】

☆分流式のみであり、雨水処理費は発生していない。

【① 実際の一般会計繰出金のルール、繰出額の決定方法 】

(基本方針)

原則、国の繰出基準、地方財政計画に基づきながら、本町、財政課と 協議により決定する。

「資本費」

償還金のうち一般会計で負担すべきもの。 普及特対、分流式下水道に要する経費 など

「維持管理費」

人件費、処理場管理費を使用料で賄えない部分

【 ②決算統計上の繰出基準額の算定方法 】

○分流式下水道に要する経費

算出:(汚水維持管理費+汚水資本費)-使用料-繰出基準となるもの

※25年度決算においては、繰出金総額381,792千円のうち、 分流式下水道等に要する経費は、232,958千円であり、 汚水資本費の61.4%であった。

